

学校業務支援システム管理運用要綱細則の一部を改正する訓令

学校業務支援システム管理運用要綱細則（平成 30 年日野町教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指導要録の作成)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 様式 1 の記載内容に変更が生じた場合は、<u>変更前</u>の内容及び<u>変更日（削除）</u>を備考欄に記載（システム上では指導要録備考<input type="text"/>に入力）することとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>	<p>(指導要録の作成)</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 様式 1 の記載内容に変更が生じた場合は、<u>変更内容及び日付</u>を備考欄に記載することとする。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>

附 則

この訓令は、平成 30 年 9 月 4 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。